

- NPO 首都圏事業再生支援センター
- NPO 関西事業再生支援センター
- NPO 東日本事業支援機構
- NPO 東海事業支援機構
- NPO 西日本事業支援機構
- 一般社団法人ビジネス支援機構

事業再生奮闘記 ～ 訴訟支援 シリーズ ～1の1

事業再生の仕事で中小零細企業の皆様とお付き合いをする中で、時々訴訟支援の仕事を依頼される。今回は最近お手伝いをしたケースを紹介したい（社名は仮名、場所は変更している）。

◆訴訟支援 1の1	◆訴訟支援 1の2 (12月号)
1. 経緯 2. 保証人への支払訴訟 3. 証拠探し	4. 控訴審 5. 高裁の裁判長 6. 出資法違反 7. 和解

1. 経緯

鳥取県北部の不動産会社「鳥取土地開発」のメインバンクは地元の日信金であった。創業者の金松男氏は両親が韓国済州島から日本にやってきた在日二世で、国立大学を卒業した秀才であった。しかし金社長が大学を卒業した昭和42年当時是在日韓国人を雇おうとする企業は皆無で、金社長も止む無く自営をすることになった。それが冒頭の会社である。金社長には3人の弟が居た。借入金が1億円を超えた辺りから日信金に求められるがままに第3人の連帯保証を追加した。その後は借入の度に3人に保証をさせてきた。正確に言うと「最初の1、2回こそ本人が自署捺印したが、その後は金社長が社自社の社員に弟たちの筆跡を真似て保証人欄に記名させ、自分が保管していた弟たちの実印を押印していった」ということであった。それでも時代が良かった。日信金から借りる→その金で不動産を購入する→転売して儲ける→また借りる を繰り返し、気が付けば年商70億円、借入50億円の企業になっていた。

2. 保証人への支払訴訟

バブルが弾けてからはリスク（信金支払いの減額）を繰り返し延命を図ってきたが、平成22年10月に競売処分となった。それと同時に保証人に対する支払訴訟がなされた。保証人の3人の弟らは「実印が勝手に使われた」と主張し、金社長もその通りだと陳述、筆跡を真似て代筆した社員もその旨を法廷で証言した。しかし、一番の鳥取地裁ではあっさり日信金側の勝訴となった。こちら側の弁護士の解説では「裁判所には概して、金融機関が間違っただけで、金を支払わない不動産屋が悪い、という考え方がある」との事である。しかしながら勝手に印鑑を使われた弟たちは当然のこと、金社長にしても納得がいかない。なぜなら借入の都度、信金職員の目の前で彼らが持参した契約書に弟たちの実印を自分が押印していたのであるから、信金も知らないはずがないという理由からである。しかし、筆跡を慎重に真似て書いたことがあだになり、まして実印は本物で印鑑証明まで提出しているので、これを覆すのは極めて困難であった。この段階で私どもに相談があった。

3. 証拠探し

金社長から一通り話を聞き関連の書類をざっと見て「引っくり返せるかも知れない」と感じた我々は早速作業に取り掛かった。一般的に金融機関には「学校秀才」が集まる。小賢い彼らは辻褃を合わそうとする。しかし後から辻褃合わせのために作成した書面

には、必ずどこかに綻びが見えるものである。もう一点。これは不正検査の鉄則であるが「絶対に誤魔化しているに違いない」と強く意識して書面を見なければならない。そう思わないと全てが真っ当に見えてしまい、真実が見えない。地裁に出された電話帳4冊ほどの書類を丹念に見ていった。裁判では原告（信金）が出した証拠書類には甲、被告（金社長側）のそれには乙を付して、出された順番に「甲第5号証」「乙第7号証」とナンバリングしていく。数時間の作業の結果、以下のような不自然な点が見つかった。

(1) 保証意思確認書

H信金が作成している「保証意思確認書」という内部書類があった。貸金の都度作成するので、全部で十数枚ある。一枚の書面に、融資稟議を本店に上申する前と貸金実行時の2回、保証人の保証意思を確認する欄が設けてある。2回とも、意思確認を行った融資担当者が、確認を行った年月日、時間、天候、保証人の反応や会話内容などを書き入れて、押印をする。1回目の意思確認が行われ年月日や会話内容がパソコン打ちされ、その下に担当者の押印があった。そして2回目の欄もパソコン打ちで年月日や会話内容が書かれ担当者が押印をしていた。この不自然さがお分かりだろうか。信金職員が自身のパソコンから「保証意思確認書」の画面を呼び出してそこにパソコンで年月日やコメントを入力し、それをプリントアウトして押印する。それであれば、2回目の欄は必ず手書きになるはずである。ところが2回目の意思確認もパソコン打ちされていた。これは後からまとめて作成したことを示すものである。

(2) 支店長の印鑑

金融機関職員が普段使う印鑑は姓に名前の一文字目を入れた特注の「シャチハタ印」である。仕事柄押印をする機会が多いので朱肉不要で続けて押印しても印影が薄くならないシャチハタ印を使う。名前の一文字目まで入れるのは、同じ姓の職員と区別するためと、入れないと市販品と同じになり不正に繋がるからである。前述の「保証意思確認書」は、融資を実行する際に、「融資実行伝票」「金銭消費貸借契約証書」と一緒に回付される。これら三枚の書類に支店長が押印して初めて融資が実行される（融資実行伝票が入力されて）融資金が顧客の口座に振り込まれる。そうであるなら、余りにも当然であるが、これら三枚に押印される支店長の印鑑は同一であるはずだ。ましてシャチハタ印だから、同じ印影になる。

ところが一見同じに見える印影だが「金銭消費…」に押印されているそれはシャチハタ印を使い込んだのかゴムの伸びて「林」（支店長の姓は林）の「木」と「木」の横棒がくっつき文字も太いのに対し「保証意思確認書」のそれは横棒が離れており字体も細い。シャチハタ印を新調してから「保証意思確認書」に押印した、即ち、「保証意思確認書」は貸付時には作成されていなかったことを推認させるものであった。

●続きは次月号へ

NPO法人 西日本事業支援機構
認定事業再生士 公認不正検査士 矢島健二

事業再生支援センター・イベント情報【さいせいニュース読者は以下のセミナーに参加(有償)できます。事務局にお問合せください】

- 12月11日(水)16:00～NPO 関西主催プロフェッショナルセミナー /12月12日(水)16:00～NPO 東海主催プロフェッショナルセミナー
- 12月18日(火)15:00～NPO 首都圏主催プロフェッショナルセミナー /12月19日(火)18:00～NPO 東日本主催実務者勉強会

◆ さいせいニュースのご案内

さいせいニュースは、事業再生支援センター(NPO 首都圏、NPO 関西、NPO 東海、NPO 西日本、NPO 東日本、社団福山)主催の経営者向けセミナー(事業再生・経営改革・地域活性等のテーマ)に参加された方に発行しています。毎月第二水曜日を目途に定期的に発行しています。当ニュースの受信不要・拒否、ご意見、お問合せ等は、下記事業再生支援センター協議会事務局までお願い致します。

◆ お問い合わせ先【各地域 NPO へのご相談、事務局へのお問い合わせは下記までお願いいたします】

NPO 首都圏	TEL:03-5957-3786	NPO 関西	TEL:06-6452-3912	NPO 東海	TEL:052-231-0166
NPO 西日本	TEL:077-526-6900	NPO 東日本	TEL:048-789-6321	社団福山	TEL:084-943-2341
事業再生支援センター協議会事務局			TEL:03-5367-1558、FAX:03-5367-1668		